第１回木津川市清掃センター建設審議会次第

日時：平成 21 年５月 29 日(金)
　　午後３時から
場所：木津川市全員協議会室(５階)

１　開　　会

２　委嘱状交付

３　市長あいさつ

４　委員及び事務局の紹介

５　会長及び副会長の選出

６　会長あいさつ

７　諮　　問

８　議　　事
（１）確認事項
　①審議会の運営について

（２）説明事項
　①木津川市のごみの現状と清掃センター建設の必要性について

（３）審議事項
　①今後のスケジュールについて

９　その他
　①次回審議会の開催日程について

１０　閉　　会

Ｎｏ．２	平成 21 年 5 月 29 日
清 掃 セ ン タ ー 建 設 審 議 会	

木津川市清掃センター建設審議会の運営について

１　審議会の設置の趣旨と法的位置付け

①設置の趣旨…木津川市清掃センター建設に関する必要事項の調査・審議するため設置します。

②審議会の法的位置付け…地方自治法第 138 条の４に基づく市長の附属機関です。

２　審議会の所掌事務

審議会の所掌事務は、市長の諮問に応じ、次の事項について、調査・審議し答申することです。

①木津川市清掃センター建設に関すること

３　委員の身分と任期等

①委員の身分…地方公務員法第３条第３項に規定する非常勤の特別職です。

②委員の任期…委嘱の日から２年間です。（平成 23 年５月 28 日まで）

③委員の報酬…木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同条例施行規則の規定により、日額 8,000 円（ただし、会長は日額 9,000 円）です。

４　審議会の会長、副会長

審議会に会長及び副会長１人を置き、それぞれ互選により定めることとなっています。なお、会長は、会務を総理し審議会を代表するとともに審議会の議長となります。

５　審議会運営

審議会の運営については、木津川市清掃センター建設審議会運営内規（案）により行いたいと考えています。なお、木津川市清掃センター建設審議会運営内規（案）の要旨は次のとおりです。

（１）審議会の開閉

審議会の開閉は、議長が宣言します。

（２）審議会での発言

審議会での発言は、議長の許可を得た後に行うこととします。

（３）表決

表決を取る場合、出席委員の過半数の賛同をもって決することとします。

（４）会議記録

①会議記録は、会議の結果の要旨を簡潔に取りまとめることとします。

②会議記録は、議長及び署名委員の署名後、会議資料と併せて公開することとします。なお会議資料の公開の取り扱いについては、審議会において非公開とすべきで

あるとした場合は、この限りではありません。

なお、公開方法は、まち美化推進課において閲覧するほか、ホームページで公開することとします。

（５）審議会の公開と傍聴

①審議会の公開…審議会は原則、公開とします。ただし、公開することで会議の運営に支障が生じると認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができます。

②審議会の傍聴…審議会を傍聴しようとする者は、木津川市清掃センター建設審議会傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入していただきます。

（参考）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４

（委員会・委員の設置）

第１３８条の４　普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

２　普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

３　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第３条　地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

２　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

３　特別職は、次に掲げる職とする。

一　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二　都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五　非常勤の消防団員及び水防団員の職

六　特定地方独立行政法人の役員

木津川市清掃センター建設審議会運営内規（案）

（趣旨）

第１条　この内規は、木津川市清掃センター建設審議会設置条例（平成２１年木津川市条例第８号。以下「条例」という。）の規定により木津川市清掃センター建設審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の開閉）

第２条　審議会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

（発言）

第３条　委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（表決）

第４条　審議会の議事は、出席委員の過半数以上の賛同をもって決する。

（審議会の会議記録）

第５条　議長は、次に掲げる事項を記録した会議結果の要旨（以下「会議記録（別記様式第１号)」という。）を作成し、保存するものとする。

（１）審議会の日時及び場所

（２）出席した委員等の氏名

（３）審議会の議題

（４）審議会結果要旨

（５）その他議長が必要と認めた事項

２　会議記録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員１名が署名する。

（会議記録等の公開）

第６条　会議記録及び審議会資料は、原則として公開する。

２　会議記録及び審議会資料の公開の方法は、まち美化推進課清掃センター推進室において閲覧するとともに本市のホームページに公開するものとする。

ただし、審議会において、審議会資料を公開することが適当でないと認めるときは、非公開とすることができる。

（審議会の公開）

第７条　審議会は、公開とする。ただし、公開することで会議の運営に支障が生じる

と認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴）

第８条　審議会を傍聴しようとする者は、木津川市清掃センター建設審議会傍聴人受付簿（別記様式第２号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

（傍聴人の定員）

第９条　傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整する。

２　傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（１）銃器その他危険なものを持っている者

（２）酒気を帯びていると認められる者

（３）異様な服装をしている者

（４）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

（５）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

（６）前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

２　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第１１条　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（３）鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

（４）帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

（５）飲食又は喫煙をしないこと。

（６）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

（７）前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第１２条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第１３条　傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（職員の指示）

第１４条　傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第１５条　傍聴人がこの内規に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

（その他）

第１６条　この内規に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この内規は、平成２１年５月２９日から施行する。

別記様式第１号（第５条関係）

清掃センター建設審議会　会議結果要旨

<table>
<tr><td>会　議　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>日　　時</td><td colspan="2"></td><td>場　　所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">出　席　者</td><td>委　　員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他出席者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>庶　　務</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>議　　題</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>会議結果要旨</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>会議経過要旨</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他特記事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>署　名　欄</td><td colspan="4">木津川市清掃センター建設審議会　議長　　㊞

　　㊞</td></tr>
</table>

別記様式第２号（第８条関係）

木津川市清掃センター建設審議会

傍　聴　人　受　付　簿

１　審議会の内容

審議会名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

２ 傍聴希望者

氏　名	住　所

木津川市条例第　８　号

木津川市清掃センター建設審議会設置条例

（設置）

第１条　より良い生活環境の確保と循環型社会の形成を目指し、木津川市内において計画的かつ効率的にごみ焼却場木津川工場（以下「清掃センター」という。）を建設することについて調査及び審議するため、木津川市清掃センター建設審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、市長に答申する。

（１）　清掃センターの建設用地の選定に関すること。

（２）　前号に定めるもののほか、清掃センターの建設に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　審議会は、委員１６人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　公募により選出された市民

（２）　学識経験者

（３）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第８条　審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することで会議の運営に支障が生じると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（秘密の保持）

第９条　委員は、審議会の会議において非公開とした事項については、他に漏らしてはならない。

（庶務）

第１０条　審議会の庶務は、清掃センター建設担当課において処理する。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

木津川市条例第　９　号

木津川市清掃センター建設整備基金条例

（設置）

第１条　ごみ焼却場木津川工場（以下「清掃センター」という。）の建設整備に係る資金を確保し、事業の円滑化と促進を図るため、木津川市清掃センター建設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

Ｎｏ．３	平成21年5月29日
清掃センター建設審議会	

第１回木津川市清掃センター建設審議会

説　明　資　料

KIZUGAWA CITY

Ⅰ　木津川市のごみ処理の現状・課題　**～どの程度のごみを発生・処理しているのか、またその課題について～**

1　ごみの処理量の現状（平成19年度実績）と将来見込みについて

2　可燃ごみ処理の課題について

3　伊賀市内の民間事業者へのごみ搬入条件等について

4　審議会発足までの主な経過について

Ⅱ　クリーンセンター建設の検討に際しての基本方針　**～持続可能な循環型社会の形成に向けた視点について～**

1　ごみ処理の流れについて

2　クリーンセンター建設検討に際しての基本方針について

Ⅲ　クリーンセンター建設までの流れ　**～全体的なスケジュールと清掃センター建設までのごみ処理の対応について～**

Ⅳ　クリーンセンター建設候補地（5箇所）　**～建設候補地の選定条件と箇所について～**

平成21年5月29日
木津川市清掃センター推進室

Ⅰ－1　ごみの処理量の現状（平成19年度実績）と将来見込み

平成21年5月29日第1回清掃センター建設審議会資料

KIZUGAWA CITY

1　ごみ処理量の現状

区　分	平成19年度(t/年)			備　考
	木津川市	精華町	計	
可燃ごみ	10,986	6,823	17,809	木津川市10,986t/年のうち、打越台環境センターで処理することができない5,273t/年を緊急避難かつ暫定措置として、民間処理施設で焼却処分
古紙類	3,377	1,906	5,283	集団回収に取り組んでいただいている団体に対し、実績に応じて補助金を交付
ビニール・プラスチック	369	109	478	
容器包装リサイクル	986	516	1,502	
ペットボトル	167	60	227	
事業系一般廃棄物	2,592	1,561	4,153	
剪定枝	25	－	－	
粗大ごみ	681	373	1,054	
不法投棄	6	－	－	

2　ごみ処理量の将来（平成37年）見込み　※発生原単位について、平成19年度と同量と想定した場合。

区　分	将来人口 (平成37年) 人	家庭系可燃ごみ発生原単位 g/人日			家庭系 計画ごみ焼却量 t/日	事業系等 計画ごみ焼却量 t/日	計画ごみ 焼却量 t/日
		(現行) 可燃ごみ	廃プラスチック ビニール	計			
	a	b	c	d=b+c	e=a×d	f	g=e+f
木津川市	81,000	447	15	462	37.4	7.1	44.5
精華町	48,000	523	8	531	25.4	4.2	29.6
合計	129,000				62.8	11.3	74.1

Ⅰ-2　木津川市の可燃ごみ処理の課題

平成21年5月29日第1回清掃センター建設審議会資料

KIZUGAWA CITY

ごみ処理に対する基本的な考え方（一般廃棄物の処理に関する自治体の責務）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2
　市町村は、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

法の趣旨

　市町村は、その区域で生じた一般廃棄物は、その区域内で安全かつ適正に処分することが基本である。

可燃ごみの現状の課題

○ごみの処理量
　既に西部塵埃処理組合で処分しきれない
（H19・燃やすごみとして収集したうち約48%が処分できない）

○施設の状況
　打越台環境センターの老朽化
（昭和55年から運転開始）

○木津町・精華町・山城町の覚書（昭和53年）
　木津川工場は、昭和57年3月末日を目途として建設することに努力する。

対応策

○ごみ減量化や3Rの推進・実践

●ごみの分別や制度の整理

○緊急避難的に民間委託し処分（暫定措置）

●ごみ処理に関する広域連携・協力体制の確立

○検査（H21年度）と施設改修（H22年度予定）

●クリーンセンター建設計画の推進

※○・・・既に取り組んでいるもの
　●・・・今後、取り組みを具体化させるもの

Ⅰ－３　伊賀市内の民間事業者へのごみ搬入条件等について

平成21年5月29日第1回清掃センター建設審議会資料

KIZUGAWA CITY

民間処理施設への搬入条件
緊急避難的措置
・受け入れ期間
原則・・・3年間
特例・・・排出者が施策目標を明らかにした場合で、かつ伊賀市長が支障がない旨を認めた場合

民間処理施設への搬入
木津地域の人口オーバー分
加茂地域分

既に10年以上経過

クリーンセンター建設は喫緊の課題

早期の建設を求められている。
※毎年、伊賀市及び地元のヒアリング時に指摘

●伊賀市に受け入れを拒否されると
⇒年間約5．3千トン（毎日当たり約14．5トン）のごみの処分先を見つけることが必要

●打越台環境センターが故障・停止すると
⇒年間約5．7千トン（毎日当たり約15．6トン）のごみの処分先を見つけることが必要。

民間処理施設への搬入条件（伊賀市）
伊賀市環境保全負担金条例（平成16年条例第156号）抜粋

（一般廃棄物搬入承認）

第３条　市長は、他の地方公共団体が一般廃棄物を自らの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合は、受入れ期間を限定し、かつ、処理の安全性が確認できる場合に限り、市の区域外の一般廃棄物の搬入を承認することができる。

伊賀市環境保全負担金条例施行規則（平成16年規則第133号）抜粋

（一般廃棄物搬入承認要件）

第２条　条例第３条により市長が他の地方公共団体が排出する区域外の一般廃棄物の搬入を承認するときは、次に掲げるいずれかの特別な事情が認められなければならない。

（１）　一般廃棄物を搬入しようとする他の地方公共団体（以下、「排出事業者」という。）の区域内に既存の一般廃棄物処理場（中間処理場及び最終処分場）がなく、当該区域を管轄する都道府県等の施策において当面する一定の期間内に当該都道府県等内での一般廃棄物の処理見通しがつかないことに起因する緊急避難的措置の場合

（２）　排出事業者において他に区域外の一般廃棄物の受入れ若しくは処理を委託できる一般廃棄物処理業者がないことに起因して、排出事業者を管轄する都道府県等の要請又は今後の自区域内処理施策方針を確認できるものがあり、市長がこれを社会的要請であると認めた場合

２　条例第３条による受入期間は、連続する３年間を限度とする。ただし、前項第２号の要請をした者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）の求めるところにより自らの管轄区域内で一般廃棄物を処理するための施策目標を明らかにした場合で、市長が一般廃棄物の処理に関する実施計画に定める範囲において支障のない旨を認めたときはこの限りでない。

Ⅰ－４　審議会発足までの主な経過について

KIZUGAWA CITY

昭和37年8月
西部塵埃処理組合設立（構成町・・・木津町、山城町、精華町）

昭和38年8月
鹿背山焼却場稼働（木津町）

昭和53年8月
覚書締結（木津町、山城町、精華町）
・打越台環境センター建設に係る費用負担について
・木津工場は昭和57年３月末を目途として建設することを努力する。
・打越台環境センターの運営管理について　など

昭和55年4月
打越台環境センター稼働（精華町）

平成19年3月
木津川市誕生（木津町・加茂町・山城町が合併し、市制施行）

平成21年2月
「清掃センター建設計画」を策定

平成21年5月
清掃センター建設審議会設置

打越台環境センターの現況
①約30年が経過（老朽化）
②ごみ量が打越台環境センターの施設規模を大きく超える。

II－1　ごみの処理の流れ（循環型社会の形成）について

KIZUGAWA CITY

第1のR … リデュース(Reduce)

発生抑制
- ごみになりやすいものは買わない
- ものを大切にし、できるだけ長く使う
- 食べ物は残さない
- 使用済となったものが、ごみとして廃棄されることが少なくなるよう、製造・加工・販売すること　など

第2のR…リユース(Reuse)

再　使　用
- 詰め替えできる商品を選ぶ
- フリーマーケット、リサイクルショップ
- 工夫して新しい使い道を考える

第3のR…リサイクル(Recycle)

再資源化
- ごみと資源を分別
- 廃棄されたものでも、再生資源として再利用

・古紙類の回収
・容器包装リサイクル
・燃やさないごみ・粗大ゴミ等から金属類の回収　など

なお残ったごみ

ガラス、陶器等

焼　却　処　理

サーマルリサイクルの推進

最　終　処　分

埋立て処分

※循環型社会を構築するためには、あらゆる場面でごみの減量化とリサイクルの推進について、住民、排出事業者及び行政が連携した取組が必要。

※クリーンセンターは、単にごみを燃やすだけでなく、循環型社会の実現を目指す上で、クリーンセンターから発生する余熱を場内の温水・発電に利用するなどエネルギー回収推進施設のモデルとなるよう、整備することが必要。

II-2　クリーンセンター建設の検討に際しての基本方針について

KIZUGAWA CITY

1　安全に配慮した施設

①クリーンセンターの整備に関して、国・京都府で定める環境・安全基準の遵守
②施設周辺住民の生活環境の保全に努め、敷地周辺の緑化に十分配慮した安全・安心で、周辺環境との調和に配慮した施設
③維持管理が容易で連続運転に優れた施設とし、ごみ処理における我が国における最新技術を反映させた安全対策を講じる。
④運転データの公表等を行うことにより、市民に信頼される施設を目指す。

2　循環型社会の形成の推進

①市民と行政が連携して、ごみの減量化とリサイクルの推進に取組み、できる限り廃棄物の排出を抑制した上で廃棄物となったものについては、再使用、再利用、熱回収の利用を推進する。
②熱回収においては、ごみの持つエネルギーを積極的・効率的にサーマルリサイクルを行い、持続可能な循環型社会の形成に資する施設を目指す。

※サーマルリサイクル(Thermal Recycle、熱回収)…廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

3　ライフサイクルコストの縮減を図る

①クリーンセンターについては、建設時だけでなく長期かつ継続的に運営する施設であり、多額の費用を要することから、環境面、安全面、市民理解という点に十分考慮した上で、総合評価方式等による発注や民間事業者の活用による効率的な事業方式を検討し、ライフサイクルコストの縮減に努める。

※ライフイフサイクルコスト（Life cycle cost、生涯費用）…企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。

Ⅲ　クリーンセンター建設までの流れについて

平成21年5月29日第1回清掃センター建設審議会資料

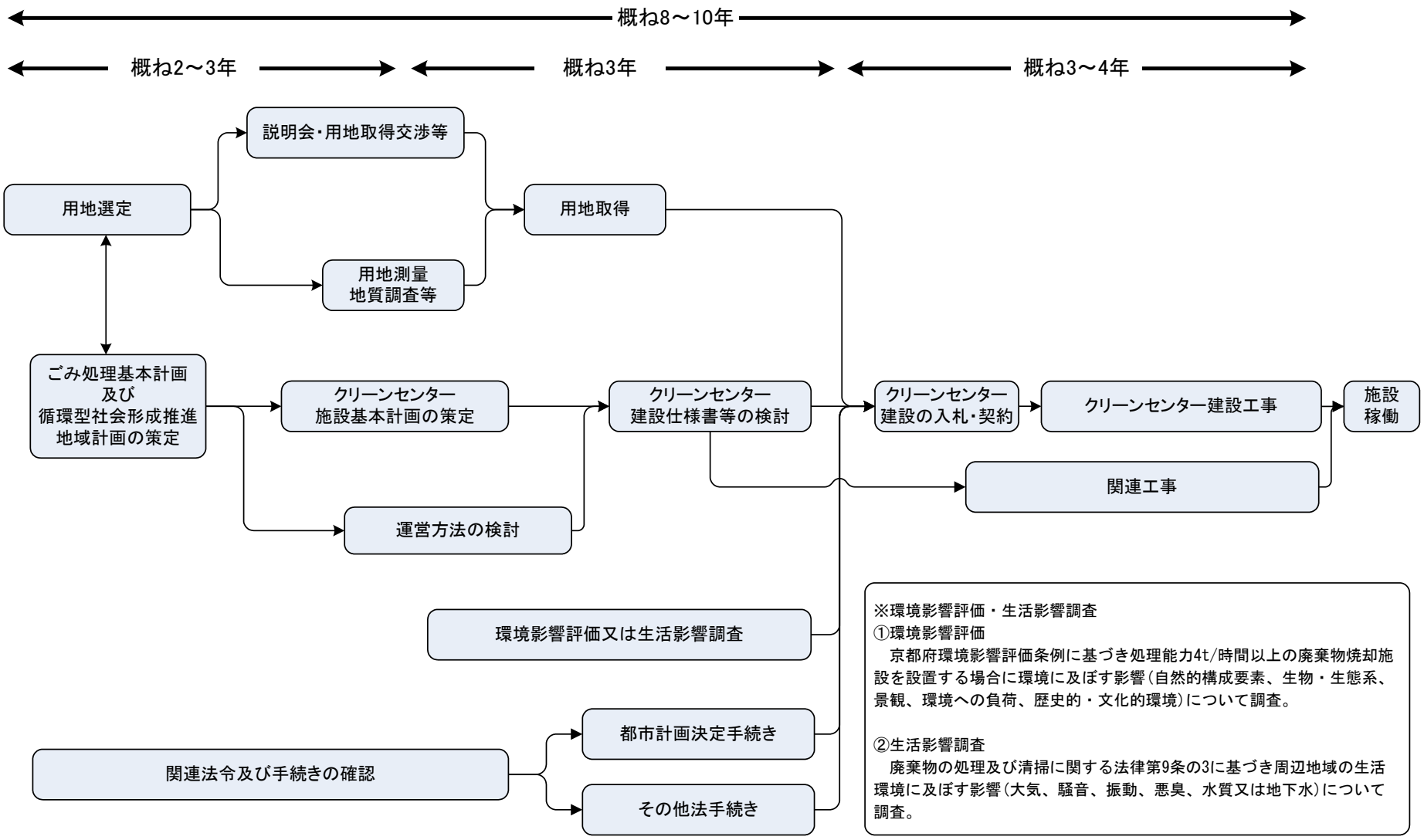

Ⅳ　クリーンセンター建設候補地(5箇所)について

平成21年５月29日第1回清掃センター建設審議会資料

KIZUGAWA CITY

昨年度の木津川市の取組

候補地の抽出　…　２７箇所

○基本
　市等が所有する土地…0.5ha以上
　ただし、明らかに公園・道路・水路・庁舎施設等を除く
○選択範囲を広げるため
　法人等が所有するまとまった土地…1ha以上

１次選定のための条件設定

・施設条件の設定　　（面積要件）
・候補地抽出条件の設定（埋蔵文化財、形状など）

１　次　選　定

・27箇所の候補地から11箇所を選定

２次選定のための条件設定

・自然環境的景観、文化的景観
・運搬距離
・道路条件
・人口密集地等からの距離
・学校、病院等からの距離
・防災上、危険でないこと
・電気、水道等
・文化財
・用地取得の容易性など

２　次　選　定

・建設候補地として５箇所を選定

清掃センター建設審議会

・望ましい建設候補地の選定（概ね１年以内を目途に答申）

木　津　川　市

・建設候補地の最終決定

No. 4	平成21年5月29日
清掃センター建設審議会	

清掃センター建設審議会の今後のスケジュールについて
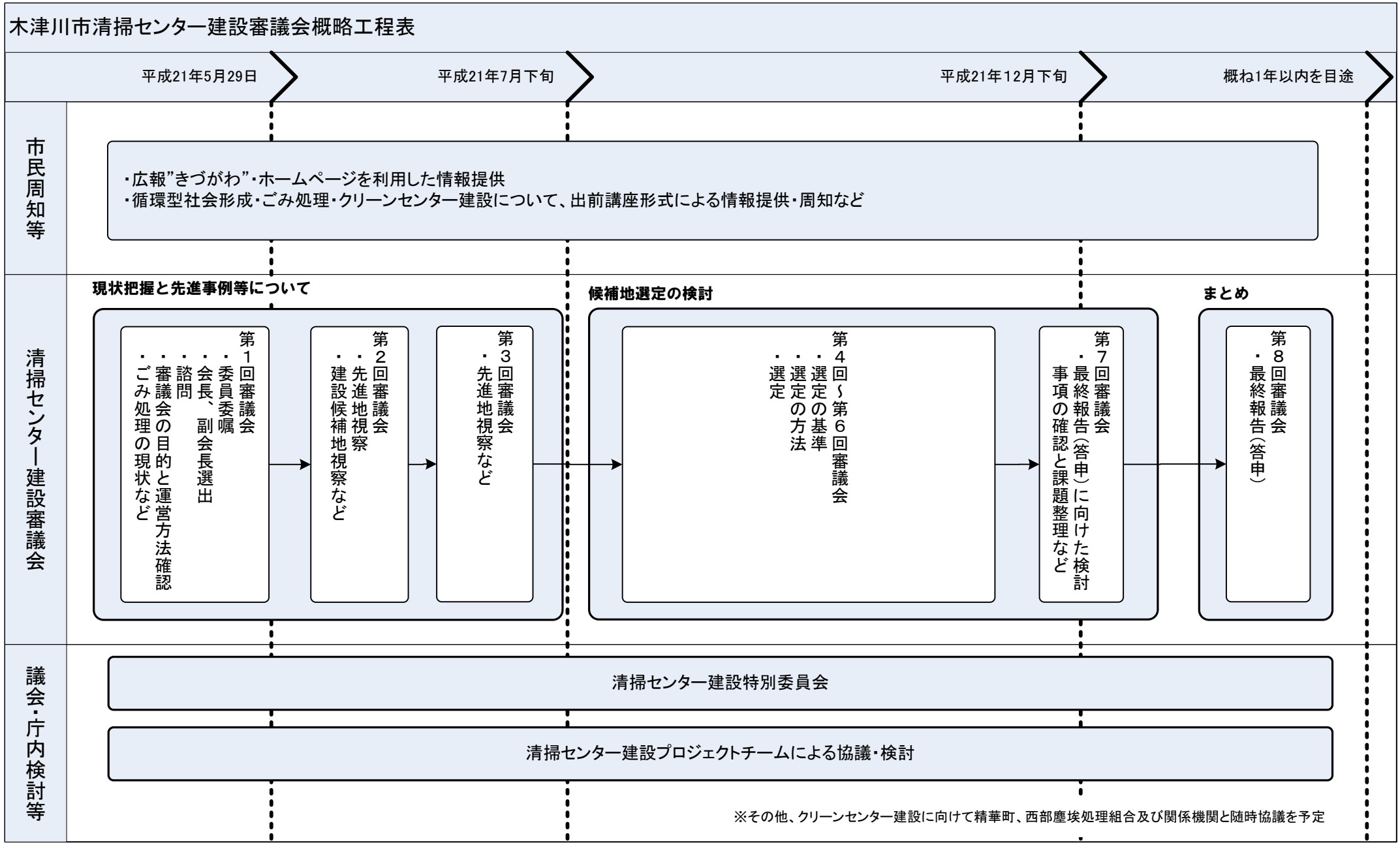
※審議会の審議結果に基づき、修正したものです。